

桶川市ごみ減量化庁内推進本部設置要綱

(令和3年9月7日市長決裁)

(設置)

第1条 「ごみ減量化」を庁内全体で推進していくため、桶川市ごみ減量化庁内推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ごみ減量化の取り組みに関すること。
- (2) ごみ減量化の啓発に関すること。
- (3) その他ごみ減量化のために必要な事業に関すること。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は副市長をもって充て、副本部長は環境経済部長をもって充てる。

3 本部員は、秘書室副室長、企画財政部副部長、総務部副部長、環境経済部副部長、福祉部副部長、健康推進部副部長、都市整備部副部長、教育部副部長をもって充てる。

4 前項に掲げる本部員のほか、市長は、必要と認める場合は、本部員を増員することができる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、推進本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

(関係者の出席)

第6条 推進本部は、その所掌事務に関し必要と認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(関係課の協力)

第7条 推進本部は、その所掌事務に関し必要と認めたときは、関係課に協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、廃棄物主管課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日市長決裁)

この要綱は令和4年4月1日から施行する。